

固定資産税の減額措置について

—住宅の省エネ改修を実施した場合—



令和 8 年 3 月 31 日までに、一定の省エネ改修工事が完了した住宅について、固定資産税が減額になる場合があります。

要件

下記の 1~5 のすべての要件を満たす方が対象となります。

1. 平成 26 年 4 月 1 日に存在している住宅
(併用住宅等の場合、居住部分が床面積の 2 分の 1 以上であること)
2. 当該家屋の改修後の床面積が 50 m²以上 280 m²以下
3. 補助金を除く自己負担が 50 万円を超える工事
4. 窓の改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)、または窓の改修工事と併せて行う床、天井または壁の断熱改修工事であること
※窓の改修工事は必須となります。
5. 改修した箇所が新たに省エネ基準に適合すること

減額内容

改修工事完了後の翌年度のみ、該当住宅の対象床面積 120 m²までについて、税額が 3 分の 2 になります。

※減額は 1 年間のみとなります。

※他の減額制度との併用はできません。(ただし、バリアフリー改修による減額制度のみ併用可)

手続き

改修工事完了後 3 か月以内に下記の書類をご提出ください。

1. 熱損失防止(省エネ)改修住宅等固定資産税減額申告書
2. 領収書及び明細書(具体的に工事箇所と金額がわかるもの)
3. 改修前後の工事箇所の写真
4. 熱損失防止改修工事証明書
5. 補助金等を受けている場合はその額が確認できる書類

〒355-0392 埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地

小川町役場 税務課資産税担当

TEL 0493-72-1221 (内線 128、129、130)